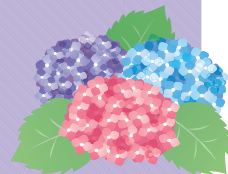


けんぽだより

6

2023
令和5年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

医療費が高額になりそうなときは、限度額適用認定証が便利です！

医療費が高額になりそうなときは、事前に限度額適用認定証の交付を受けて、保険証とあわせて医療機関等の窓口にご提示ください。窓口提示した月から1か月間(1日から月末まで)の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

例：70歳未満で標準報酬月額が26万円以下の方が、総医療費100万円かかったとき(自己負担割合3割)

保険証のみの提示だと
窓口負担額
300,000円(※1)

限度額適用認定証を
提示すると…

窓口負担額
(自己負担限度額)
約57,600円(※2)

詳しくはこちら▼



(※1) 後日、協会けんぽへ「高額療養費支給申請書」を提出し、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受ける必要があります。

(※2) 自己負担限度額は受診者の年齢および被保険者の標準報酬月額により異なります。



提出前にチェック！

申請書の記入誤り・記入漏れはございませんか？

記入誤りや記入漏れがあると申請書を返戻し、追記や訂正いただく必要があるため、審査決定までにお時間がかかります。申請書の提出前に再度ご確認ください。

限度額適用認定申請書

健康保険 限度額適用認定 申請書 (限)

入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。なお、記入方法および提出方法については、各健康保険組合等にお問い合わせください。

被保険者証	記号(左づめ)	番号(左づめ)
氏名(カタカナ)		
氏名		
郵便番号(ハイフン除く)	電話番号(左づめハイフン除く)	
住所		

ご家族様分の交付を希望する場合も、お勤めしているご本人(被保険者)の氏名をご記入ください

お勤めしているご本人(被保険者)分の場合も、必ず認定対象者欄をご記入ください。

認定対象者欄	氏名(カタカナ)	
生年月日	1. 昭和 2. 平成 3. 令和	年 月 日

姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点(・)、半濁点(゜)は1字としてご記入ください。

限度額適用認定
申請書のダウンロード
はこちら▼



傷病手当金支給
申請書のダウンロード
はこちら▼



傷病手当金支給申請書・出産手当金支給申請書(事業主証明欄)

被保険者氏名(カタカナ)

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

年	月	日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
令和																	
令和																	
令和																	

年/月は出勤の有無に関わらずご記入ください。

申請期間のうち、出勤していない日に対して報酬等を支払った場合に、支給期間と支給額をご記入ください。(例:月額支給の手当、交通費、有給に対する賃金等)
※出勤日に対して支払われた報酬等は記入不要です。

2ページの申請期間のうち、出勤していない日に対して報酬等を支払った場合に、支給期間と支給額をご記入ください。(例:月額支給の手当、交通費、有給に対する賃金等)
※出勤日に対して支払われた報酬等は記入不要です。

① 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

出産手当金支給
申請書のダウンロード
はこちら▼



※令和5年1月より各種申請書の様式を変更しております。新様式でのご提出をお願いいたします。

お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

ご存じですか？ 柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。負傷の原因や症状を正しく伝えたくてご受診ください。

健康保険の対象となる場合

急性の外傷性の打撲・捻挫・
および挫傷（肉離れなど）・
骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意
が必要です（応急処置を除く）

健康保険の対象とならない場合

- ・単なる肩こり・筋肉疲労、過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）等

詳しくはこちら▼



出産育児一時金の増額について

出産育児一時金とは、被保険者（ご本人）及びその被扶養者（ご家族）が出産された時の給付金です。令和5年4月1日以降の出産より、出産育児一時金の支給額が下記の通り変更されました。

	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額	
	出産日が令和5年3月31日以前	出産日が令和5年4月1日以降
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週以降の出産	42万円	50万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産		

出産育児一時金の
申請について
詳しくはこちら▼



お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

健診で「要治療」「要精密検査」と判定された方は医療機関へ早期の受診を！

○健診結果をしっかり確認していますか？

健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定されたにも関わらず、未治療のまま放置すると、命に関わる病気を引き起こす可能性があります。

例えば、「高血圧」、「高血糖」、「脂質異常」を放置すると・・・

脳卒中



心筋
梗塞



足の
壊疽



協会けんぽでは重症化予防の対策として、健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方に、医療機関への受診をおすすめするご案内をお送りしています。ご案内が届いた方は、かかりつけ医や地域の医療機関へ早めに受診しましょう！

お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL 043-382-8311(代表)



申請書はすべて協会けんぽの
ホームページからダウンロードできます。



お手続きは郵送をご利用ください



ご退職される方・扶養からはずれる方の
保険証は速やかに返納ください。